

龍ヶ崎市告示第170号

龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱を次のように定める。

令和7年11月18日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市都市計画提案制度手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者等 法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。
- (2) 提案区域 計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地の区域をいう。
- (3) 周辺住民等 提案区域内及び提案区域周辺の居住者等の計画提案に係る都市計画の決定若しくは変更又は計画提案の目的である事業（以下「提案目的事業」という。）を実施することに伴い、生活環境等に影響を受けることが予想される者をいう。

(事前相談等)

第3条 計画提案を行おうとする者は、事前に都市計画提案制度事前相談票（様式第1号）を市長に提出し、相談を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による相談があったときは、計画提案の内容及び手続について助言及び指導を行うものとする。

3 市長は、前項の助言及び指導を行う場合において、必要があると認めるときは、当該計画提案に係る都市計画の素案について関係機関等と事前調整を行うものとする。

4 市長は、前項の事前調整を行う場合において、必要があると認めるときは、第1項の規定による相談を行った者に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

5 計画提案を行おうとする者は、当該計画提案に係る都市計画の素案について、土地所有者等及び周辺住民等に対し十分な説明を行い、これらの者の理解を得るよう努めなければならない。

(提出書類)

第4条 計画提案を行おうとする者は、都市計画提案書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 計画概要書（様式第3号）
- (2) 計画書

- (3) 総括図（都市計画図であって、縮尺25,000分の1以上であるもの）
- (4) 計画図（地形図であって、縮尺2,500分の1以上であるもの）
- (5) 土地所有者等同意状況一覧表（様式第4号）
- (6) 土地所有者等の計画提案同意書（様式第5号）
- (7) 提案区域内全ての土地の登記事項証明書
- (8) 公図の写し
- (9) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- (10) 土地所有者等及び周辺住民等への説明に関する調書（様式第6号）
- (11) 周辺環境等への影響の検討に関する調書（様式第7号）
- (12) 借地権の目的である建物に関する登記事項証明書（計画提案に係る土地に借地権を有している者がいる場合に限る。）
- (13) 計画提案又は提案目的事業に関する関係機関等との協議に関する資料（計画提案又は提案目的事業に関して関係機関等と協議した場合に限る。）
- (14) その他市長が必要と認める資料
（提案要件の確認）

第5条 市長は、計画提案が行われた場合は、その内容及び法第21条の2に規定する要件を備えているかを確認し、不備があるときは、計画提案を行った者（以下「計画提案者」という。）に対し、その補正を求めることができる。

（計画提案の取下げ及び変更）

第6条 計画提案者は、計画提案を取り下げようとするときは、計画提案取下届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 計画提案の内容の変更は、認めない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

（計画提案に対する判断）

第7条 市長は、提出された計画提案に係る都市計画の決定又は変更の妥当性について、法第21条の2第4項各号に規定するもののほか、次に掲げる基準により評価を行うとともに、次条第1項に規定する龍ヶ崎市都市計画提案評価委員会の意見を聴いた上で、判断をするものとする。

- (1) 次に掲げる方針に即していること。
 - ア 法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - イ 法第18条の2第1項に規定する基本方針
 - ウ その他市のまちづくりに関する方針
- (2) 提案区域の設定が適切であること。
- (3) 周辺環境への影響について配慮していること。

- (4) 土地所有者等及び周辺住民等への説明を実施し、これらの者の理解が得られていること。
 - (5) 計画提案に係る都市計画の素案又は提案目的事業に関して関係機関等と調整が図られていること。
 - (6) 計画提案に係る都市計画の決定等について実現性があり、又は提案目的事業の実施について確実性があること。
- 2 市長は、前項の判断をするに当たり、必要に応じて関係機関等と調整を行うほか、計画提案者に対し、資料の提供及び説明を求めることができる。

（評価機関）

第8条 市長は、前条第1項の規定による判断に資するため、龍ヶ崎市都市計画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 計画提案について評価を行い、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の妥当性について検討すること。
 - (2) その他計画提案に関すること。
- 3 評価委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
- (1) 都市整備部長
 - (2) 都市整備部次長
 - (3) 企画課長
 - (4) まちの魅力創造課長
 - (5) 防災安全課長
 - (6) 商工観光課長
 - (7) 農業政策課長
 - (8) 都市計画課長
 - (9) 生活環境課長
 - (10) 道路公園課長
 - (11) 下水道課長
 - (12) 教育総務課長
 - (13) その他計画提案に関連する課の長等
- 4 委員長は、都市整備部長をもって充て、副委員長は、都市整備部次長をもって充てる。
- 5 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 8 会議は、委員の半数の出席がなければ、開くことができない。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 10 評価委員会は、会議終了後、速やかに評価の結果を庁議に報告するものとする。
- 11 評価委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

（計画提案の採用）

第9条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更は妥当であると判断したときは、計画提案者に対し、その旨を都市計画決定（変更）をすることは妥当であると判断した通知書（様式第9号）により通知するとともに、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 当該計画提案を踏まえた都市計画の原案に係る説明会及び公聴会への出席
- (2) 都市計画の原案に係る資料の提出
- (3) その他市長が必要と認める事項

（計画提案の不採用）

第10条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更は妥当性がないと判断するときは、あらかじめ計画提案の検討経過通知書（様式第10号）により計画提案者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた計画提案者は、市長が指定する日までに、当該通知に対する意見書を市長に提出することができる。

3 市長は、法第21条の5第2項の規定により龍ヶ崎市都市計画審議会条例（昭和44年龍ヶ崎市条例第21号）第1条に規定する龍ヶ崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くときは、当該計画提案に係る都市計画の素案とともに、前項の規定により提出された計画提案者からの意見書及び計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更は妥当性がないと判断する理由書を審議会に提出しなければならない。

4 法第21条の5第1項の規定による通知は、計画提案の不採用通知書（様式第11号）によるものとする。

（計画提案の公表）

第11条 市長は、計画提案が行われたときは、当該計画提案の概要、その判断の結果その他必要と認める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。